

「とくしま三ツ星ビーフ」取扱店登録要領

(目的)

第1条 この要領は、「とくしま三ツ星ビーフ」の認知度向上及び消費拡大を目的として、「とくしま三ツ星ビーフ」及びそれを使用した商品（牛肉料理及び加工品等）を提供する取扱店を登録し、消費者に対して「とくしま三ツ星ビーフ」の情報を提供するために、必要な事項を定める。

(登録項目)

第2条 登録項目は、社名又は店舗名、代表者氏名、所在地、電話番号等の連絡先、ホームページのアドレス及び提供料理名等に係る情報とする。

(登録の条件)

第3条 登録する取扱店等は、「とくしま三ツ星ビーフ」の認定要件や認定制度をよく理解し、次の各号に掲げる条件をすべて備えているもの又は備えることが確実であると認められるものとする。

- (1) 「とくしま三ツ星ビーフ」及びそれを使用した商品を自店で表示宣伝し、販売もしくは調理提供していること。ただし、販売、提供期間は必ずしも通年であることを要しない。
- (2) 食品衛生法等関係法を遵守し、食品衛生に十分留意していること
- (3) 「とくしま三ツ星ビーフ」及びそれを使用した食材の確実な仕入れ先を有していること。
- (4) 店舗所在地、連絡先など、登録情報の公開に異議がないこと。

(登録の手続き)

第4条 登録手続きについては、次に掲げる手順とする。

- (1) 登録を希望する販売店及び飲食店等は、徳島県知事（以下「知事」という。）あてに、「とくしま三ツ星ビーフ」取扱店登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を郵送、FAX又はメールで提出するものとする。
- (2) 知事は、申込内容が条件を満たしている場合、「とくしま三ツ星ビーフ」取扱店登録証（以下「登録証」という。）を発行し、県のホームページを始めとする各種広報媒体等に掲載する。
- (3) 登録の有効期限は、登録した翌年6月末日とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。
- (4) 登録された販売店及び飲食店等（以下「取扱登録店」という。）は、登録項目に変更が生じた場合、申込書に変更部分を記載し、(1)と同様の方法で提出するものとする。

(登録の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 取扱登録店への「とくしま三ツ星ビーフ」及びそれを使用した食材の仕入れが3カ月以上行われていないとき。
 - (2) 取扱登録店から登録取消しの申し出があったとき。
 - (3) 消費者の信頼を損なう事実もしくは取扱登録店として著しく適正を欠く事実が判明したとき。
- 2 登録取消しを行った取扱登録店は、登録証を県に返還する。

(徳島県の役割)

第6条 県は、県のホームページを始めとする各種広報媒体の積極的活用により、「とくしま三ツ星ビーフ」及び取扱登録店の認知度向上に努める。

- 2 県は、取扱登録店に対して、「とくしま三ツ星ビーフ」の生産、流通及び消費宣伝イベント等に関する情報の提供に努める。
- 3 県は、個人情報に十分留意して、取扱登録店情報を管理する。

(取扱登録店の役割)

第7条 取扱登録店は、登録証及びPR資材（ポスター・調理メニュー表等）を店内に掲示するなど、「とくしま三ツ星ビーフ」の認知度向上に努める。

- 2 取扱登録店は、「とくしま三ツ星ビーフ」及びそれを使用した食材について、「とくしま三ツ星ビーフ」である旨の表示を明確に行うとともに、購入者及び消費者からの問い合わせに対して、積極的に説明を行うよう努める。
- 3 取扱登録店は、「とくしま三ツ星ビーフ」商標使用要領（令和元年7月22日制定）に規定する「とくしま三ツ星ビーフ」商標を積極的に使用するよう努め、その使用にあたっては、当該規程を遵守する。

(現地確認)

第8条 知事は必要に応じ、登録内容について現地を確認することができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、「とくしま三ツ星ビーフ」取扱店の登録に関し必要な事項は、農林水産部長が定める。

附 則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。